平成25年4月1日制定公立学校法人前橋工科大学規程第110号

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋工科大学学則(平成25年規程第2号)第53条及び前橋 工科大学大学院学則(平成25年規程第3号)第51条の規定に基づき、学生の表 彰の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

- 第2条 学長は、表彰を行おうとするときは、表彰審査会(以下「審査会」という。) を設置し、審査会に諮問するものとする。
- 2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 副学長(教育·企画担当)
  - (2) 副学長(研究·地域貢献担当)
  - (3) 図書・情報センター長
  - (4) 学生部長
  - (5) その他学長が必要と認めた者
- 3 審査会に委員長を置き、副学長(教育・企画担当)をもって充てる。ただし、委員長に事故があるときは、副学長(研究・地域貢献担当)がその職務を代行する。
- 4 委員長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。
- 5 審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決す るところによる。

(審査会の所掌事務)

第3条 審査会は、表彰候補者について被表彰者として適当であるか否かを審査し、 その結果を学長に報告するものとする。

(表彰の方法)

- 第4条 被表彰者に対する表彰は、表彰状を授与して行う。
- 2 前項の表彰状には、副賞を添えることができる。
- 3 被表彰者の氏名及び実績の概要は、学内掲示等により公表する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰の手続きに関し必要な事項は、別 に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成27年3月26日規程第7号) この規程は、平成27年4月1日から施行する。